

令和8年2月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 (214)
地域名 (地域内農業集落名)	松尾 (大花森、上時森、小屋の沢、下時森、中松尾、落合、湯沢、谷地中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①農地分散が著しく、また、担い手不足であり、集約化が急務
- ②中山間地域、小区画の圃場が点在している

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・安心、安全な農作物の栽培管理を進め、水稲経営とほうれんそう、リンドウ、トマトなどの高収益作物の栽培による複合化を図り、安定した経営を図る。
- ・将来の6次産業化に向け、豊富な地域資源を活用した加工品や販売等について検討し、具現化を目指す。
- ・農業者の高齢化と後継者がいない農家の耕作放棄地が増加することの対応として、認定農業者等の農業を担う者への集約を進め、地域農業の強化に努める。
- ・新規就農者の農業後継者の育成については地区で積極的に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	817 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	817 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手を中心に集積・集約化を進め、農地所有者を含め、農業委員、農地利用最適化推進委員と農地中間管理機構の相談員と調整して進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状では計画していないが、必要に応じて費用対効果を検証しながら、畦畔除去や水路整備等、軽微な整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者や農業後継者、農業を担うもの等、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、JAや普及センター、改良区等、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の担い手による農業の維持を進めるが、カバーできない作業は、JA新しいわて等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--